

# 藤岡労働基準監督署からのお知らせ

(令和8年7月)



## 令和8年度全国安全週間説明会を開催しました！

令和8年度スローガン～「多様な人材 全員参加 みんなで育てる安全職場」～

全国安全週間は、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、毎年7月1日から7日までを本週間、6月1日から30日までを準備期間として実施しています。昭和3年に初めて実施されて以来戦時中を含め一度も中断することなく続けられており、今年で99回目を迎えます。

### 説明会の様子



鈴木安全部長ご挨拶



藤岡労働基準監督署長挨拶

藤岡労働基準協会との共催で令和8年6月9日(火)に藤岡商工会議所にて、全国安全週間説明会を開催しました。

当日は藤岡労働基準協会鈴木安全部長のご挨拶から始まり全国安全週間実施要綱について説明がなされたほか、熱中症の災害発生状況や令和8年4月1日より努力義務となった高年齢者の労働災害防止のための指針に係る説明が重点的に行われました。

また、群馬産業保健総合支援センターより、センターの事業内容について説明が行われました。



監督署担当者の説明



群馬産業保健総合支援センターHP

## 7月は「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」の重点取組期間です！

熱中症による重篤な災害を防ぐため、令和8年5月1日から9月30日までの期間において「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」を実施しています。

WBGT値(暑さ指数)の把握と低減、熱中症のおそれのある労働者を早期に見つけ、適切な措置を実施するための体制整備、疾病のある者に医師の意見を踏まえた配慮を行うなどの対策が確実に実施されているか確認しましょう。



裏面も見てね！



### ● 熱中症防止のガイドライン

熱中症職場における熱中症防止のための具体的方法を示したものであり、労働者に限定せず、同じ場所で作業を行う者はもちろん、異なる場所で作業を行う労働者以外の者についても、本ガイドラインを参考に対策を行うよう努めてください。



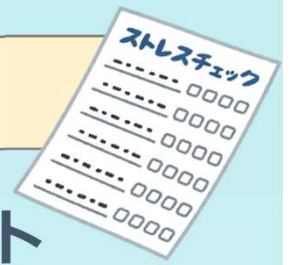
### ● 熱中症対策の改正

令和7年6月1日より、熱中症対策について労働安全衛生規則が改正されています。

「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業では、「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者には義務化されました。



ストレスチェックを実施しましょう！！



## 令和10年4月1日から義務化スタート

ストレスチェックは、2015年から、労働安全衛生法により事業者  
に実施が義務付けられています（労働者数50人未満の事業場は、当分の  
間努力義務とされてきました。）。

今般、2025年5月に公布された改正労働安全衛生法により、**労働者  
数50人未満の事業場にも、ストレスチェックの実施が義務化されまし  
た。**



### ○ストレスチェックの導入には、さんぽセンターをご活用ください

群馬産業保健総合支援センター（ぐんまさんぽ）では、メンタルヘルス対策の専門スタッフ（社労士、心理職、保健師等）が事業場を訪問し、事業場の状況に応じたストレスチェックの導入について、具体的なアドバイスを行うほか、メンタルヘルス対策の構築をトータルで支援します。

※各種サービスは**無料**です。導入についての助言等は行うものの、**ストレスチェックの実施は行いません。**

メンタルヘルス対策の関係リーフレットが掲載されております。群馬労働局とぐんまさんぽ共同作成のリーフレットもありますので、ご活用ください。

